

お客さま各位



## 消費税法および地方税法の一部改正に伴う電気需給約款の改定について

消費税法および地方税法の一部改正にともない、2019年10月1日より消費税率(地方消費税率を含む)が8%から10%に引き上げられます。これを踏まえ、当社の電気需給約款につきましても、原則として2019年10月より消費税率10%を適用した電気需給約款へ改定いたします。

このたびの料金改定は、当該消費税率の引き上げ分のみを現行の電気需給約款に反映させて頂くものです。電気料金の消費税率は、ご使用期間の使用開始月日が9月30日までは8%を適用し、使用開始日が10月1日から10%を適用いたします。

### 消費税法改正に伴う電気料金変更のイメージ

(単位:円)

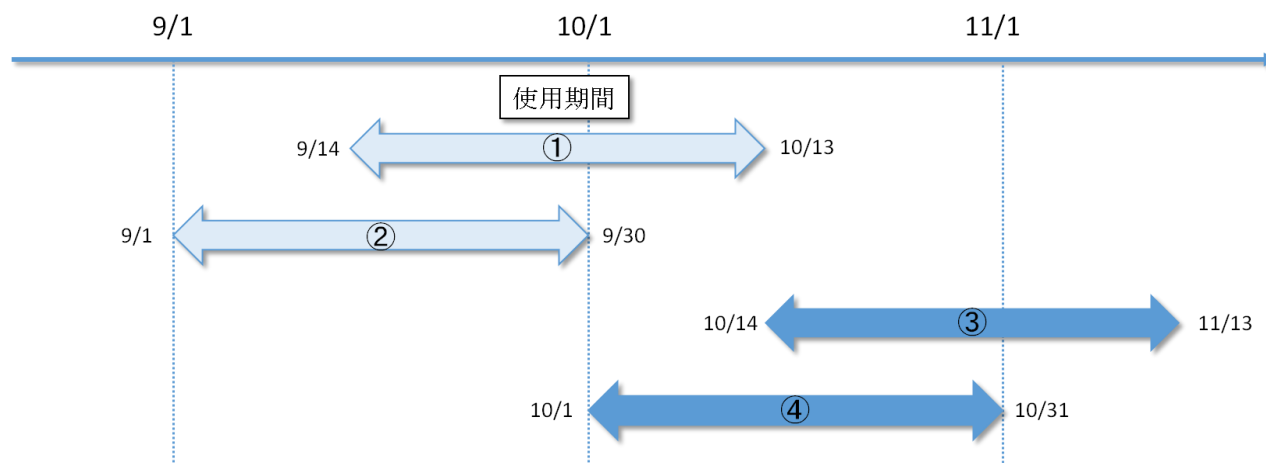
消費税率	8%	10%
消費税等相当額	80	100
電気料金(税抜)	1,000	1,000
電気料金(税込)	1,080	1,100

消費税率変更を反映

※上記電気料金には再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いています。

※経済産業省より発表された2019年度再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込2円95銭)は2019年5月分から2020年4月まで適用されるため、消費税改定後も2020年4月まで税込単価の変更はございません。

### 消費税率適用例



1. 使用期間が消費税改定日(2019年10月1日)を跨る場合は経過措置を適用し、税率(8%)を適用します(適用例①)
2. 使用期間が消費税改定日以前の場合、旧税率(8%)を適用します(適用例②)
3. 使用期間が消費税改定日以降の場合、新税率(10%)を適用します(適用例③、④)